○外務省告示第百七十七号

平成二十七年五月二十日にダッカで、廃棄物管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　廃棄物管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億八千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　松永健在バングラデシュ臨時代理大使

バングラデシュ側　モハメド・アブタヘル財務省経済関係局次官補

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十八号

平成二十七年五月二十日にラパスで、国道7号線道路防災対策計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道7号線道路防災対策計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　五千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　椿秀洋在ボリビア大使

ボリビア側　ダビッド・チョケワンカ・セスペデス外務大臣

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十九号

平成二十七年五月二十日にロドニー・ベイで、セントルシア政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントルシア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　手塚義雅在セントルシア大使

セントルシア側　アルバ・バプティスト外務・国際貿易・民間航空大臣

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十号

平成二十七年五月二十日にロドニー・ベイ（セントルシア）で、セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　手塚義雅在セントビンセント大使

セントビンセント側　カミロ・ゴンザルベス外務・対外貿易・商業・情報技術大臣

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十一号

平成二十七年五月二十日にビシュケクで、キルギス共和国における二千十五年から二千十七年までの選挙における投票者本人確認手続自動化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　二千十五年から二千十七年までの選挙における投票者本人確認手続自動化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小池孝行在キルギス大使

国際連合開発計画側　アレクサンダー・アヴァネソフ在キルギス事務所代表

平成二十七年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第二十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項に基づき、無名又は変名で公表された著作物について次のとおり実名登録を行ったので、同法第七十八条第三項に基づき告示する。

平成二十七年六月二日

文化庁長官　青柳　正規

著作者の実名登録

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、〇七四号の一	貝猫Ｓｈｅｌｌｃａｔ	平成二十四年七月十四日	美術の著作物
平成二十七年一月二十二日			

右登録の原因

この著作物は、平成二十四年七月十四日に杜秋夫の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

森暉雄　茨城県鹿嶋市浜津賀五二四―五六

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、一〇五号の一	シートベルトのうた	平成二十五年六月十一日	楽曲
平成二十七年一月三十日			

右登録の原因

この著作物は、平成二十五年六月十一日に奈川とらたろうの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

赤羽尚雄　長野県松本市大字笹賀六六〇四番地一

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、一〇六号の一	シートベルトのうた	平成二十五年六月十一日	楽曲を伴う歌詞
平成二十七年一月三十日			

右登録の原因

この著作物は、平成二十五年六月十一日に奈川とらたろうの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

赤羽尚雄　長野県松本市大字笹賀六六〇四番地一

登録番号	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、一〇七号の一	ＳＥＡＴＢＥＬＴ　ＭＡＲＣＨ	平成二十五年六月十一日	楽曲を伴う歌詞
平成二十七年一月三十日			

右登録の原因

この著作物は、平成二十五年六月十一日に奈川とらたろうの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

赤羽尚雄　長野県松本市大字笹賀六六〇四番地一